

現行案

未来が変わる。  
日本が変える。



# 23年度家庭・事業者向け エコリース促進事業について



平成23年4月

環境省総合環境政策局環境経済課



**本資料の内容は現時点の案であり、  
今後一部変更があり得ます。**

**事業開始時においては、公募により  
決定する補助事業者より今後公表され  
る各種案内をご確認ください。**

# **(1) 制度の概要**

# 本事業の背景

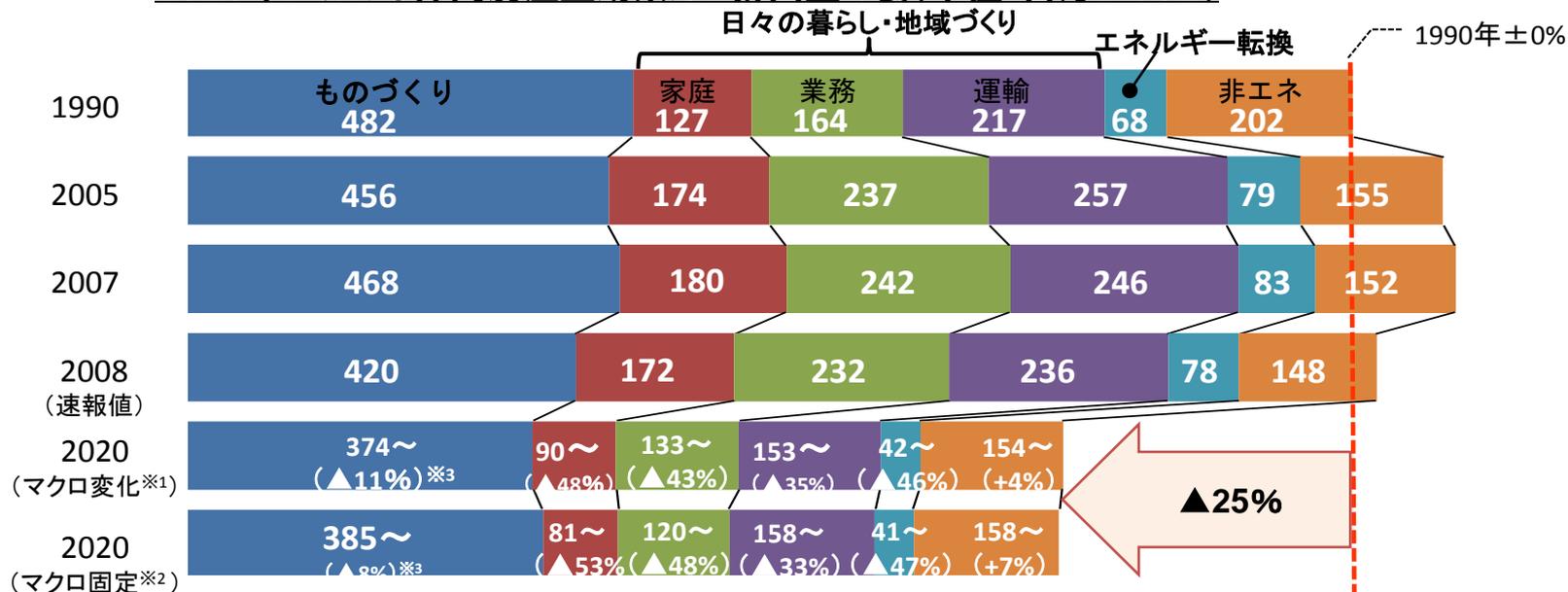
## (なぜ今エコリース促進事業なのか?)

Change for the future.  
Change by Japan.



- 家庭、業務、運輸部門の温室効果ガス排出量は1990年比で大幅に増加。これらの部門での低炭素機器の普及促進対策が急務です。
- 一方、家庭や中小企業を中心に、低炭素機器の導入に伴うイニシャルコスト(頭金)の負担がネックとなっています。
- そこで、頭金を必要としないリースは有効な調達手段となります。
- 本事業は、家庭・中小企業等を中心とした温暖化対策として、23年度予算に予算額20億円で盛り込まれました。

2020年における部門別温室効果ガス排出量の姿(単位:百万t-CO2)



※1: 炭素の価格付けが行われることを前提とした「全部門マクロフレーム変化ケース」

※2: 産業部門のマクロフレームを固定した「産業マクロフレーム固定ケース」

# 本事業の概要①

Change for the future.  
Change by Japan.



家庭・事業者向けエコリース促進事業は、

1. 特定機器への補助ではなく、幅広い製品分野の低炭素機器が対象。
2. 誰でも補助の対象機器をインターネット上のデータベースで検索可能。
3. 補助金額はリース料総額の3%（※）。

（※）リース契約時に、補助金全額をリース料低減のために充当する内容の特約等を交わすことを条件に、指定リース事業者に対して補助金が交付されます。

4. 補助金申請はリース会社が実施。リース先は一切の手続きが不要。
5. 導入機器によるCO2削減量等のモニタリング報告が不要。

地球にやさしく。みんな分かっているんです。でも・・・



環境省のお姉さん



環境省のお兄さん

本事業によるリース市場規模は650億円の見込です

省エネ機器って高くないの？

補助金手続きが・・・

どの機器が補助金対象なの？

コンセプトは「分かりやすさ」だよ

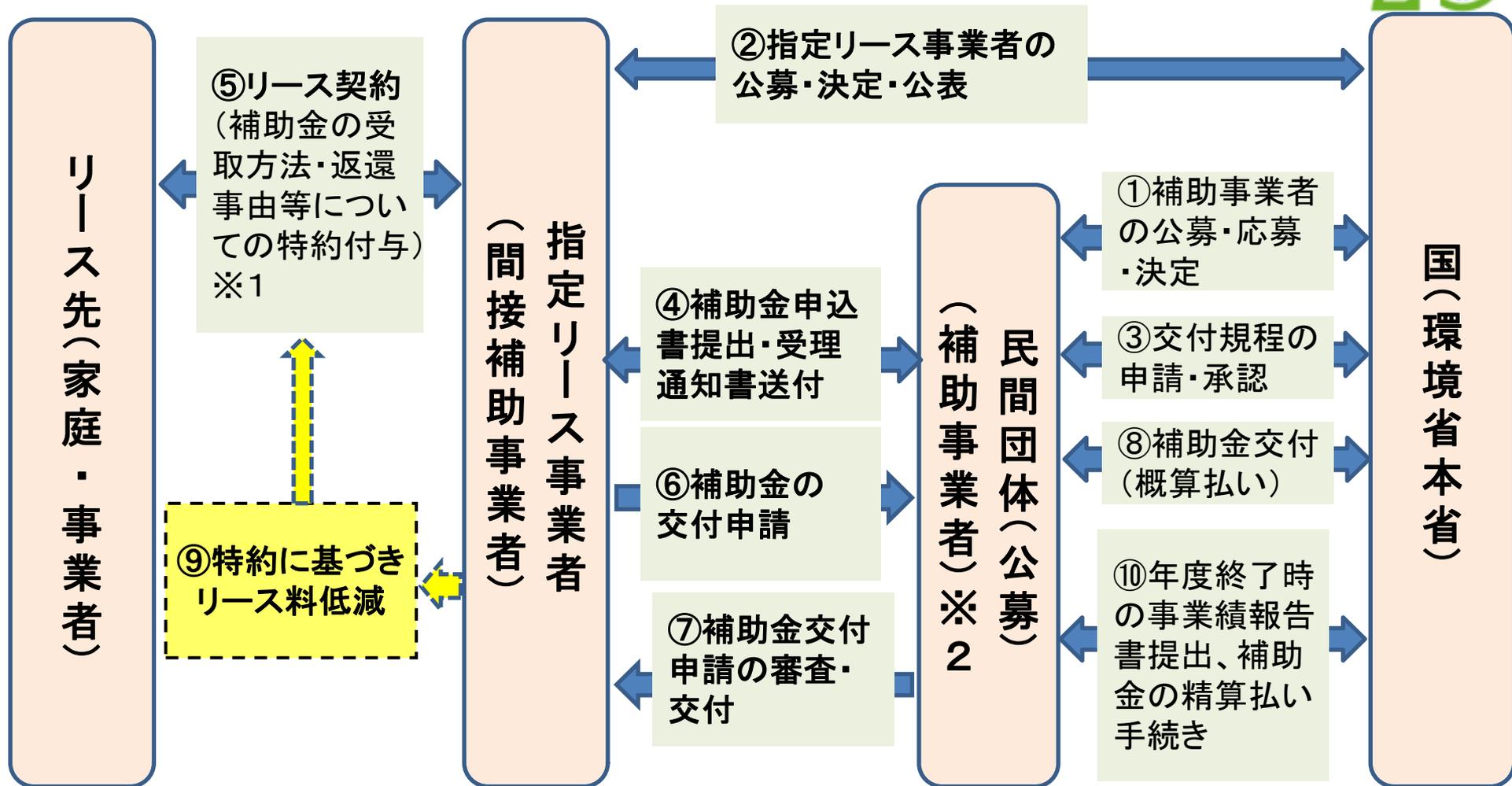
ご安心ください。お手続きは私共指定リース事業者にお任せください。

リース契約



# 本事業の概要②(スキーム)

Change for the future.  
Change by Japan.



※1 リース料総額10百万円のリース契約であれば、指定リース事業者はリース先から970万、国からの補助金30万円を受け取るとした内容の特約が必要となります。

※2 本事業を実施する補助事業者は、別に環境省にて公募します。

# 本事業の概要③ (スケジュール(予定))

Change for the future.  
Change by Japan.



3月	4月	5月	6月
リース会社向けの 事前説明会	(中旬～下旬) 補助事業者・ 指定リース事 業者の公募	(初旬) 補助事業者 の決定  (下旬) 指定リース事 業者の決定  (下旬) 対象機器の 型番を公表	補助事業開始  (初旬～中旬) 補助金申請の 受付開始 審査後随時 交付決定 (補助金交付は 四半期毎)

※上記スケジュールについては、国会審議、事業実施の準備作業の進捗等により変更が  
あり得ます。

# 本事業の概要④ (リース信用保険との関係)

Change for the future.  
Change by Japan.



本事業では、両政策が相まって最大限の効果を発揮できるよう、リース信用保険制度との整合を図りつつ、その他目的の違いに応じた条件の設定を行っております。

	エコリース促進事業 (環境省)	リース信用保険制度 (経済産業省)	備考
目的	低炭素機器普及による社会の低炭素化、環境産業の育成  <u>より高効率な低炭素機器の導入促進を促すこと</u>	<u>より多くの中小企業が低炭素機器の導入を可能とする裾野の拡大</u>	
対象機器	対象製品群はリース保険の部分集合とし、 <u>市場普及率がまだ低い高効率な機種に限定</u> (1契約の上限2億円)	低炭素投資促進法の告示に規定される低炭素機器のうちリースになじまない機器を除いたもの	
対象リース先	<u>家庭(個人)、個人事業主、中小企業、中堅企業(資本金10億円未満)</u>	個人事業主、資本金3億円以下の中小企業に限定	
指定リース事業者	一定期間以上、リース事業を営んでいること 与信管理能力(債権管理体制)が認められること コンプライアンス体制が確立されていること 他		

以下は、本事業の対象及び参加に係る要件についての説明となります。

## 対象リース契約

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器を使用させる契約であること
- 当面の間、東北電力・東京電力管内におけるリース契約(被災した設備の代替設備を上記管内外に新設・移設する場合も含む)に限定
- リース期間中の途中解約または解除が原則できないこと
- 所有権移転外リースであること
- 対価が、低炭素機器の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること
- リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)であること  
ただし、リース期間は3年以上であること
- リース料支払い期間中について均等分割払いとなっていること
- 日本国内に低炭素機器を設置するリース契約であること
- 中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと
- 他の国による機器購入に係る補助金を受けたリース契約でないこと  
※経済産業省の低炭素リース信用保険制度との併用は可能
- 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるものの間でのリース契約でないこと
- 1リース契約の上限額2億円、下限額は事業者が300万円、家庭(個人)が65万円

## 対象リース先

- 家庭(個人)、個人事業主、中小企業、中堅企業
- 政府機関、地方公共団体またはこれに準ずる機関でないこと
- 会社法上の外国会社でないこと
- 反社会的勢力でないこと

## 対象機器

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器を対象とします
- なお、対象機器の対象製品群はリース信用保険制度の部分集合とし、同製品群のうち市場普及率がまだ低い高効率な機種に限定して定めます
- 対象機器の型番情報についてはホームページの検索サイトで公開します  
(準備が整った機器から順次公開)
- ただし、他の国による機器購入に係る補助金制度との併用は不可となります  
※経済産業省の低炭素リース信用保険制度との併用は可能
- また、政策コンテストでの評価を踏まえ、家庭向け高効率給湯器等の低価格製品は対象外となります

# 本事業の概要⑦(エコリース促進 事業の対象製品群一覧表)

Change for the future.  
Change by Japan.



対象製品群	(参考)低炭素促進法の 告示番号		対象製品群	(参考)低炭素促進法の 告示番号	
太陽光発電設備	1項	一号	断熱強化型工業炉	2項	十六号
風力発電装置	1項	二号	原材料予熱型工業炉	2項	十七号
太陽熱利用装置	1項	六号	高性能工業炉廃熱回収式燃烧装置	2項	十八号
高効率蒸気ボイラ	2項	一号	高効率生型造型機	2項	十九号
高効率温水ボイラ	2項	二号	高効率砂処理機械	2項	二十号
熱電併給型動力発生装置	2項	三号	高効率中子除去装置	2項	二十一号
高効率電動機	2項	四号	省エネルギー型ダイカストマシン	2項	二十二号
高効率変圧器	2項	五号	高効率溶解設備	2項	二十三号
高効率液圧プレス	2項	九号	高効率業務用冷凍冷蔵庫	2項	四十三号
サーボ駆動式機械プレス	2項	十号	高効率ショーケース	2項	四十四号
高効率鍛造機	2項	十一号	高効率業務用ガス給湯器	2項	四十六号
低燃費型建設機械	2項	十二号	高効率照明器具	2項	五十一号
高効率業務用厨房機器	2項	十三号	燃料電池設備	3項	一号
高効率燃焼式工業炉	2項	十四号	発光ダイオード照明装置	3項	四号
高効率電気式工業炉	2項	十五号			

※ 本基準は平成23年度4月時点のものであり、今後補助対象となる製品・機器等は随時追加・変更があり得る。

# 本事業の概要⑧(エコリース促進事業の対象製品の検索システム)

Change for the future.  
Change by Japan.



エコリース促進事業の対象機器に関する型番情報については、既に開設されているリース信用保険制度の対象機器検索サイト内で、同時に検索が可能となる。

【低炭素投資促進機構の検索サイト(<http://www.teitanso.or.jp>)】

低炭素投資促進機構 - 対象製品の検索 - Windows Internet Explorer

低炭素設備リース信用保険及びエコリース促進事業の対象製品の検索

検索対象: **エコリース促進事業対象製品を検索**

メーカーから絞り込む | 型式番号から絞り込む | 設備分類から絞り込む

設備分類: ヒートポンプ  
 製品分類: 高効率ガスエンジンヒートポンプ  
 メーカー: アイシン精機 ※英字は半角入力  
 型式番号: ※部分一致 英数字は半角入力 型式の連番部分は除いて入力(例:ABC123→ABC)

検索 リセット CSV出力

検索結果: 1 / 総件数: 30 件

No.	保険対象開始日	機種指定番号	メーカー	型式番号	設備分類	製品分類	エコリース	摘要	
参照	1	2011/01/01	A1AB5237A0001S	アイシン精機株式会社	AXGP355E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	2	2011/01/01	A1AB5237A0003U	アイシン精機株式会社	AXGP560E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	3	2011/01/01	A1AB5237A0004V	アイシン精機株式会社	AXGP710E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	4	2011/01/01	A1AB5237A0005W	アイシン精機株式会社	AXYGP224E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	5	2011/01/01	A1AB5237A0006X	アイシン精機株式会社	AXYGP280E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	6	2011/01/01	A1AB5237A0007Y	アイシン精機株式会社	AXYGP355E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	7	2011/01/01	A1AB5237A0008Z	アイシン精機株式会社	AXYGP450E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	8	2011/01/01	A1AB5237A00090	アイシン精機株式会社	AXYGP560E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	9	2011/01/01	A1AB5237A0010S	アイシン精機株式会社	AXYGP710E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	10	2011/01/01	A1AB5237A0017Z	アイシン精機株式会社	AHWYGP450E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	11	2011/01/01	A1AB5237A00180	アイシン精機株式会社	AHWYGP560E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	12	2011/01/01	A1AB5237A00191	アイシン精機株式会社	AHWYGP710E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	13	2011/01/01	A1AB5237A0020T	アイシン精機株式会社	AHYGP450E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	14	2011/01/01	A1AB5237A0021U	アイシン精機株式会社	AHYGP560E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	15	2011/01/01	A1AB5237A0022V	アイシン精機株式会社	AHYGP710E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	16	2011/01/01	A1AB5237A0023W	アイシン精機株式会社	AWGP450E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	
参照	17	2011/01/01	A1AB5237A0024X	アイシン精機株式会社	AWGP560E1	ヒートポンプ	高効率ガスエンジン	○	

ページが表示されました

(例)エコリース促進事業の欄が追加され、対象製品に○を表示

(注)上記はあくまで現時点でのイメージであり、今後変更することがあります。

# 本事業の概要⑨(条件)

Change for the future.  
Change by Japan.



## 指定リース事業者とは

- 本事業に参加するリース事業者については、環境省で指定いたします
- リース事業者を含む複数事業者での参加も可能です
- 指定方法については厳正な審査を行うものとします

## 応募資格

- リース事業を営む事業者
- リース事業を営む者を含む複数の事業者(うちリース事業者は1社のみとする)

## 審査項目

- 一定期間以上リース事業を営んでいること
- 本事業の目的に沿った事業計画が策定され、本事業を積極的に利用する意欲・社内体制があること
- コンプライアンス体制、事務執行、与信管理及び債権管理体制に問題がないこと
- 財務状況に問題がないこと
- 経済産業省のリース信用保険制度への加入状況
- 環境配慮活動状況(社内体制、取組事例、環境マネジメントシステム等)

## **(2) 公募・申請手続きについて**

## 公募スケジュール

4月15日	環境省が指定リース事業者の公募を報道発表
5月11日	提出書類の提出期限 (環境省内に設置する審査委員会にて審査を実施)
5月下旬	環境省より採択結果について書面にて通知

23年度の指定リース事業者の公募は事業開始前の1回のみを予定。  
なお、指定リース事業者数の上限は設けない予定。

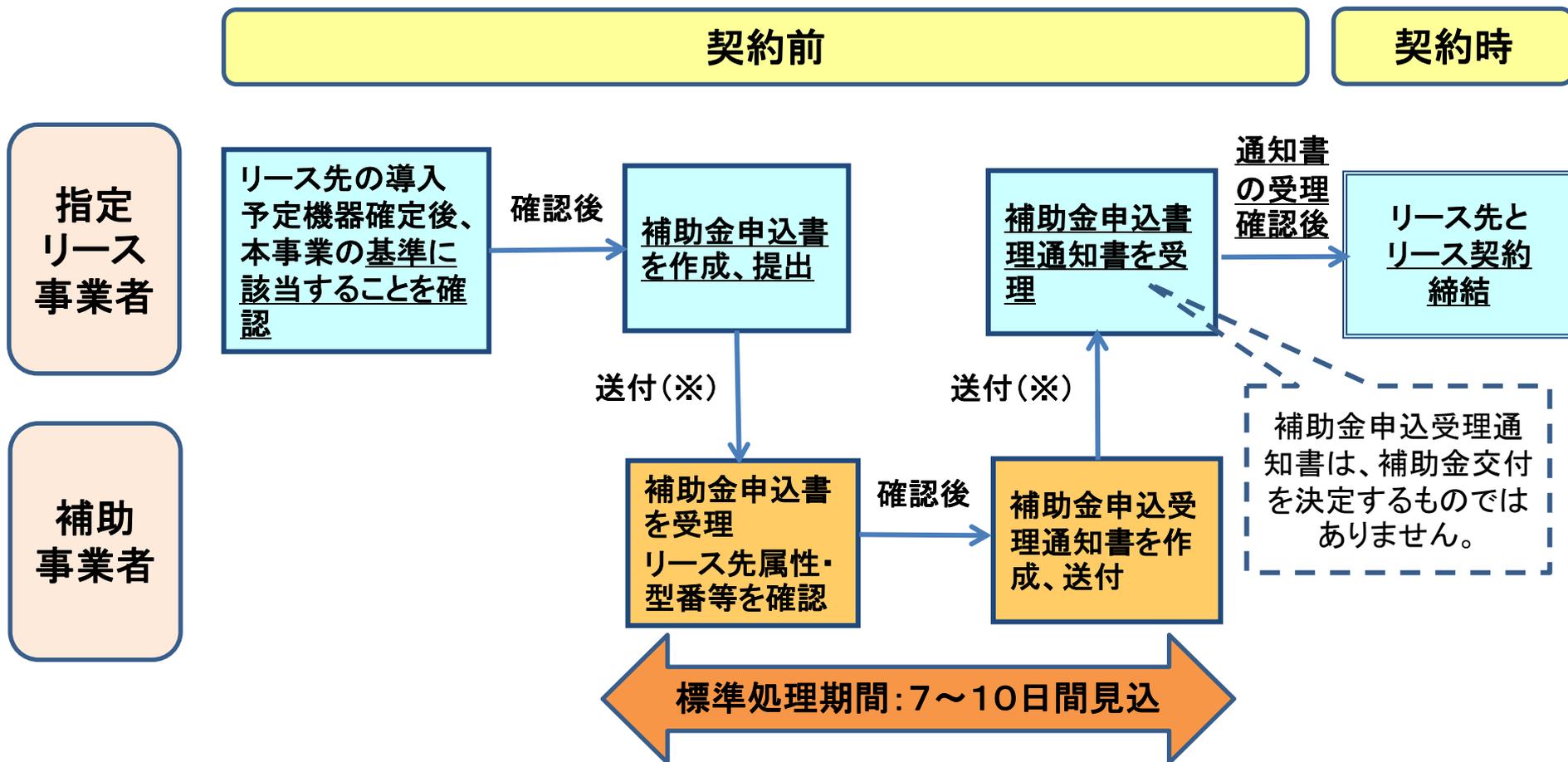
- 応募に係る問い合わせは、4月25日まで電子メールにて受付。
- 応募書類の提出方法は持参又は郵送。一部資料については電子メールでも送付。
- 提出書類の提出手順等については、公募要領で必ず確認のこと。

## 提出書類

- 申請書類表紙(様式1-1又は様式1-2)
- 応募申請書(様式2-1又は様式2-2)
- 低炭素機器のリース導入に係る事業計画書(様式3-1又は様式3-2)
- (複数事業者による参加の場合)各事業者の役割が分かる資料(様式3-2)
- 会社概要(会社案内パンフレット、社内組織図など)
- 定款(それに準ずるもの)及び登記事項証明書
- 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書
- 標準的なリース契約書の写し
- その他(必要に応じて追加補足資料 等)

# 指定リース事業者の補助金交付申請手続き(リース契約締結まで)

Change for the future.  
Change by Japan.



補助金申込申請での必要書類(案)

所定の補助金申込書

(※)当初申込内容が変更となった場合は、補助金申込計画変更申請書を提出することとなります。

# 指定リース事業者の補助金交付申請手続き(リース契約締結後)

Change for the future.  
Change by Japan.



契約時

契約後

機器設置後

補助金交付申請書提出時に、借受証又は検収調書を同時提出することは可

指定  
リース  
事業者

リース先と  
リース契約  
締結

補助金交付申  
請書を作成、  
提出

補助金交付決  
定通知書を受  
理

借受証又は検  
収調書を提出

補助金  
受理

補助  
事業者

送付

送付

送付

送金

補助金交付申  
請書を受理後、  
審査

承認後

補助金交付決  
定通知書を作  
成、送付

借受証又は検収調書を受  
理後、補助金の送金手続  
き実施(四半期毎)

## ○交付申請での必要書類

補助金交付申請書、リース契約書(写)、特約等(写)、リース料計算書(写)、対象機器の見積書等(写)、借受証又は検収調書(写)(補助金交付時まで提出)等

※詳細は公募により決定する補助事業者より今後公表される各種案内をご確認ください。

○本事業では機器使用によるCO2削減量等のモニタリング報告の必要はありません。

○ただし、リース先の倒産、契約の中途解約等の後発事象発生時、契約に係る重要な変更事項があった場合には報告が必要となります。また、会計検査等の必要に応じて報告を求められることがあります。

# 指定リース事業者の補助金交付に係る補足事項

Change for the future.  
Change by Japan.



## 補助金返還義務について

- 補助金の目的外利用やリース契約の途中解約が発生した場合には、交付された補助金の全額又は一部の返還義務が指定リース事業者に生じます。このため、別途指定リース事業者とリース先との間で特約等を締結する必要があります。
- 補助金返還義務はリース契約が終了するまで継続します。
- 複数事業者で指定を受けた指定リース事業者については、全参加者が返還義務を負うことになります。

## リース先とのリース契約に付する特約について

- 本事業の利用に際しては、リース契約時に、補助金全額(3%部分)がリース先のリース料低減に充当されることを条件とした特約を交わすことが条件となります。
- 具体的には、①リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させる場合は、「契約書上のリース料は国からの補助金●●円が交付されることを前提とした金額となっています。補助金交付額に変更があった場合には、リース料は▲▲円となります」、「…、補助金交付額に変更があった場合には、変更契約を締結するものとします」、「②補助金をリース先に一括で渡す場合は、「本契約に基づき国からの補助金が交付された場合には、当該金額を■月末日までに甲(リース先)に支払うものとします」等が考えられます。